

# 廃棄物発電の有効活用方策に関するサウンディング型 市場調査実施要領

令和2年8月

川崎市 環境局  
施設部 処理計画課

## 1 調査の背景・目的

川崎市（以下「本市」という。）は、ごみの焼却に伴い発生する熱を回収することにより、エネルギーの有効活用を図るなど、温室効果ガスの削減に貢献する取組を行っており、今後、建て替えを行うごみ焼却施設においても、より効率的な発電を行う施設を整備することでごみ発電を推進していく計画としております。

令和5（2023）年度には橘処理センターの稼働開始に伴い、本市のごみ焼却施設による発電能力が増加し、年間で約120GWh（一般家庭約27,200世帯の年間電気使用量に相当）の売電量が見込まれます。

本市では、既に「自己託送制度」を活用し、浮島処理センターで発電した電力の一部を廃棄物関連施設11施設と第3庁舎に送電し、エネルギーの地産地消を図っておりますが、更なる廃棄物発電の有効活用を図るため、廃棄物発電等を活用した公共施設への電力供給等の地域エネルギー事業スキームの構築を目的に、民間活用の検討等、最適な手法を導入するための調査・検討を今年度実施しております。

そのため、民間事業者の皆様の御意見を伺い、事業スキーム等の条件整理に役立てるため、サウンディング型市場調査（本調査）を実施することといたしました。

ヒアリングを通じて寄せられた意見については、必要に応じて、今後策定を行う基本方針に反映させることとしています。

## 2 令和5（2023）年度以降のごみ焼却施設体制表

施設名	概要	電力量
 <p>●浮島処理センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●竣工：平成7（1995）年度</li> <li>●処理能力：300t/d×3炉</li> <li>●発電能力：12,500kW</li> </ul>	電力利用 【平成31（2019）年度実績】 <ul style="list-style-type: none"> <li>●発電量 50,775,300kWh</li> <li>●売電量 28,607,738kWh</li> <li>●売電金額 約3億3千万円</li> </ul>
 <p>●王禅寺処理センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●竣工：平成24（2012）年度</li> <li>●処理能力：150t/d×3炉</li> <li>●発電能力：7,500kW</li> </ul>	電力利用 【平成31（2019）年度実績】 <ul style="list-style-type: none"> <li>●発電量 56,769,560kWh</li> <li>●売電量 41,244,648kWh</li> <li>●売電金額 約7億1千万円 （固定価格買取制度適用）</li> </ul>
 <p>●橘処理センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●竣工：令和5（2023）年度</li> <li>●処理能力：200t/d×3炉</li> <li>●発電能力：14,000kW</li> </ul>	電力利用【予定】 <ul style="list-style-type: none"> <li>●発電量 82,800,000kWh</li> <li>●売電量 66,240,000kWh</li> </ul>

### 3 調査の方法

本調査では、協力いただける民間事業者から廃棄物発電の有効活用方策について、個別対話にて御意見を伺います。御意見を伺うにあたっては、事前に提案書を提出していただきます。

### 4 調査の内容

廃棄物発電有効活用方策に向けた民間活用の検討など、最適な手法導入に向け、民間事業者のノウハウ、創意工夫を生かした幅広いアイデアを御提案ください。

- (1) 本事業への参加可能性について
- (2) 本事業への参加条件について
- (3) 民間の資金や経営能力及び技術的能力を最大限活用した事業スキームについて

### 5 対象者

発電事業者、小売電気事業者等を含む廃棄物発電の有効活用方策に関心のある法人や法人のグループ。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続き中の者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は川崎市暴力団排除条例第 7 条に該当する者
- (3) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している者

### 6 調査スケジュール

内容	期間等
実施要領の公表	令和 2 年 8 月 28 日（金）
質問の送付期限	令和 2 年 9 月 7 日（月）
質問への回答の公表	令和 2 年 9 月 14 日（月）
調査参加申込期限	令和 2 年 9 月 28 日（月）
提案書の提出期限	令和 2 年 9 月 28 日（月）
調査実施日時及び場所の連絡	令和 2 年 9 月 30 日（水）
調査の実施	令和 2 年 10 月 5 日（月）から 令和 2 年 10 月 16 日（金）の間
実施結果概要の公表	令和 2 年 11 月

## 7 参加申込方法

- (1) 申込書類  
サウンディング調査参加申込書（様式2）
- (2) 申込期間  
令和2年9月14日（月）から令和2年9月28日（月）まで
- (3) 申込方法  
問い合わせ先のメールアドレスあて送付してください。

## 8 提案書の提出方法

- (1) 提出書類  
様式3「提案書」又は任意の様式
- (2) 提出期間  
令和2年9月14日（月）から令和2年9月28日（月）まで
- (3) 提出方法  
問い合わせ先のメールアドレスあて送付してください。

## 9 質問の受付・回答

- (1) 質問書類  
様式4「質問書」又は任意の様式
- (2) 提出期間  
令和2年8月28日（金）から令和2年9月7日（月）まで
- (3) 提出方法  
問い合わせ先のメールアドレスあて送付してください。
- (4) 回答  
回答は、令和2年9月14日（月）に、川崎市ホームページにて公表します。

## 10 個別対話の実施方法

- (1) 実施期間  
令和2年10月5日（月）から令和2年10月16日（金）  
午前10時～午後5時  
  
※具体的な対話の日時については、参加申込書に記載いただいた希望日時を踏まえ、御担当者あてに連絡いたします。
- (2) 所要時間  
30分～1時間（対話の内容によっては超過する場合があります）

### (3) 場所

川崎市役所内会議室

※実施日によって場所が変更となるため、決定日時と併せて場所のご連絡をいたします。

### (4) その他

サウンディング調査は、参加事業者のアイデアやノウハウの保護のために個別に行います。また、サウンディング調査の実施に際して説明のために別途必要な資料がある場合は、提出分として4部を御持参ください。

## 1.1 対話内容の公表等

提案いただいた内容については、概要として取りまとめの上、令和2年11月頃に市のホームページで公表します。

また、提案者の名称及び知的財産権に係る内容は原則非公表とし、事前に提案者あて公表内容の確認を行います。なお、「川崎市情報公開条例」に基づく公文書開示請求があった場合は、提案者に事前に連絡の上、条例に定める範囲において、公開する場合があります。

## 1.2 留意事項

### (1) 本調査への参加及び調査内容の取扱い

ア 本調査への参加実績は、民間活力を導入した事業化の際の応募条件及び評価対象になるものではありません。

イ 本市及び提案者ともに、本調査での提案内容（個別対話時の発言内容を含む。）は、その時点での想定によるものとし、提案いただいた事業の実施等について、何ら約束するものではありません。

ウ 提案いただいた事業を実施する場合でも、改めて事業者公募を行います。本調査の提案者による事業実施を約束するものではありません。

### (2) 費用等

本調査の参加に要する費用は提案者の負担とします。本市による費用の徴収または対価の支払はありません。

### (3) 追加調査等への御協力

必要に応じ、追加対話（書面による照会を含む）やアンケート等を行う場合には、可能な限り協力をお願いします。

## 1.3 問い合わせ先

### (1) 本調査に関すること（申込、質問、提出等）

川崎市 環境局 施設部 処理計画課 小林、中川担当

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1

電話：044-200-2587

メール：[30syori@city.kawasaki.jp](mailto:30syori@city.kawasaki.jp)